

日本脳循環代謝学会利益相反自己申告書（非会員用）

1. 氏名（和文表記） \_\_\_\_\_
2. 氏名（英文表記） \_\_\_\_\_
3. 発表する学会・研究会名： \_\_\_\_\_
4. 発表期日（西暦年月日）：201\_\_ 年 \_\_\_\_月 \_\_\_\_日
5. 基本領域学会である日本脳神経外科学会・日本神経学会・日本医学放射線学会・日本リハビリテーション医学会・日本薬理学会・日本生理学会のいずれかの利益相反に申告済ですか？

Yes                      No                      \*いずれかひとつにチェックしてください

No の方は 6 についてお答えください。

6. あなた自身は前々々年 1 月 1 日から昨年 12 月 31 日までの 3 年間に於いて、以下の①～⑧の事項いずれかについてそれぞれの自己申告基準に該当する産学連携活動の相手先民間企業からの収入がありましたか？

Yes                      No                      \*いずれかひとつにチェックしてください

Yes の方は自己申告書（別紙 3）の提出が必要です。

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員，顧問職  
申告基準：単一の企業・団体からの報酬額が年間100 万円以上
- ② 株の保有  
申告基準：単一の企業についての1 年間の株による利益（配当，売却益の総和）が100万円以上の場合，あるいは当該全株式の5%以上を所有
- ③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料  
申告基準：1 件あたりの特許権使用料が年間100 万円以上
- ④ 企業や営利を目的とした団体から，会議の出席（発表）に対し，研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）  
申告基準：単一の企業・団体からの年間の日当（講演料など）が合計100 万円以上
- ⑤ 企業や営利を目的とした団体が原稿やパンフレット執筆に対して支払った原稿料  
申告基準：単一の企業・団体からの年間の原稿料が合計50 万円以上
- ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費  
申告基準：
  - 単一の臨床研究に対して支払われた総額が年間 200 万円以上
  - 単一の企業・団体から，1 名の研究代表者に支払われた奨学寄付金（奨励寄付金）の総額が年間 200 万円以上

- ⑦ 非営利法人（例，NPO）や公益法人（例，社団，財団）からの受託研究費や研究助成費で，交付金額が年間 1000 万円以上である場合に，企業や営利を目的とした団体が当該受託研究費や研究助成の専らの出資者である場合には，研究代表者が申告する。
- ⑧ 企業や営利を目的とした団体からの寄付による大学の寄付講座については，特任教授など当該講座の代表者が申告する。複数の企業などから資金提供されている場合には，一企業当たり年間 200 万円以上の場合は申告する。

7. あなたの家族（本項では配偶者・一親等以内の親族，あるいは収入・財産を共有する方を指す。なお，家族が複数存在する場合は合算した収入をもって自己申告基準に該当するかどうかを判断する。）は前々々年 1 月 1 日から昨年 12 月 31 日までの 3 年間ににおいて，以下の①～③の事項いずれかについてそれぞれの自己申告基準に該当する産学連携活動の相手先民間企業からの収入がありましたか？

Yes                       No                      \*いずれかひとつにチェックしてください

Yes の方は自己申告書（別紙 4）の提出が必要です。

① 企業や営利を目的とした団体の役員，顧問職

申告基準：単一の企業・団体からの報酬額が年間100 万円以上

② 株の保有

申告基準：単一の企業についての1 年間の株による利益（配当，売却益の総和）が 100万円以上の場合，あるいは当該全株式の5%以上を所有

③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料

申告基準：1 件あたりの特許権使用料が年間 100 万円以上

日本脳循環代謝学会利益相反自己申告書 別紙3 (非会員自身の申告)

1. 氏名 (和文表記) \_\_\_\_\_
2. 氏名 (英文表記) \_\_\_\_\_
3. 発表する学会・研究会名: \_\_\_\_\_
4. 発表期日 (西暦年月日): 201\_\_ 年 \_\_月 \_\_日
5. 自己申告内容

① 企業や営利を目的とした団体の役員, 顧問職

申告基準: 単一の企業・団体からの報酬額が年間100 万円以上

企業・団体名	昨年まで3年間の収入 (年度別)

② 株の保有

申告基準: 単一の企業についての1 年間の株による利益 (配当, 売却益の総和) が100万円以上の場合, あるいは当該全株式の5%以上を所有

企業名	昨年まで3年間の株による利益 (年度別)
企業名	当該全株式の5%以上を所有の有無

③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料

申告基準: 1 件あたりの特許権使用料が年間100 万円以上

企業・団体名	昨年まで3年間の特許権使用料 (年度別)

- ④ 企業や営利を目的とした団体から、会議の出席（発表）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当（講演料など）

申告基準：単一の企業・団体からの年間の日当（講演料など）が合計100 万円以上

企業・団体名	昨年まで3年間の日当（講演料など）合計 （年度別）

- ⑤ 企業や営利を目的とした団体が原稿やパンフレット執筆に対して支払った原稿料  
申告基準：単一の企業・団体からの年間の原稿料が合計50 万円以上

企業・団体名	昨年まで3年間の原稿料合計（年度別）

- ⑥ 企業や営利を目的とした団体が提供する研究費

申告基準：

- 単一の臨床研究に対して支払われた総額が年間 200 万円以上
- 単一の企業・団体から、1 名の研究代表者に支払われた奨学寄付金（奨励寄付金）の総額が年間 200 万円以上

企業・団体名	昨年まで3年間の研究費（年度別）

- ⑦ 非営利法人（例，NPO）や公益法人（例，社団，財団）からの受託研究費や研究助成費で，交付金額が年間1000万円以上である場合に，企業や営利を目的とした団体が当該受託研究費や研究助成の専らの出資者である場合には，研究代表者が申告する。

企業・団体名	昨年まで3年間の受託研究費・研究助成費 (年度別)

- ⑧ 企業や営利を目的とした団体からの寄付による大学の寄付講座については，特任教授など当該講座の代表者が申告する。複数の企業などから資金提供されている場合には，一企業当たり年間 200 万円以上の場合は申告する。

企業・団体名	昨年まで3年間の寄付の金額 (年度別)

日本脳循環代謝学会利益相反自己申告書 別紙 4 (非会員家族の申告)

1. 氏名 (和文表記) \_\_\_\_\_
2. 氏名 (英文表記) \_\_\_\_\_
3. 発表する学会・研究会名 : \_\_\_\_\_
4. 発表期日 (西暦年月日) : 201\_\_ 年 \_\_月 \_\_日
5. 家族 (本項では配偶者・一親等以内の親族, あるいは収入・財産を共有する方を指す。なお、家族が複数存在する場合は合算した収入をもって自己申告基準に該当するかどうかを判断する。) に関する申告内容

① 企業や営利を目的とした団体の役員, 顧問職

申告基準 : 単一の企業・団体からの報酬額が年間100 万円以上

企業・団体名	昨年まで3年間の収入 (年度別)

② 株の保有

申告基準 : 単一の企業についての1 年間の株による利益 (配当, 売却益の総和) が100万円以上の場合, あるいは当該全株式の5%以上を所有

企業名	昨年まで3年間の株による利益 (年度別)
企業名	当該全株式の5%以上を所有の有無

③ 企業や営利を目的とした団体からの特許権使用料

申告基準 : 1 件あたりの特許権使用料が年間100 万円以上

企業・団体名	昨年まで3年間の特許権使用料 (年度別)